６５歳以上の年金受給者の皆さんへ

個人住民税の納税方法が変わります

－公的年金からの特別徴収－

公的年金受給者の納税の便宜を図る観点などから、平成21年10月支給分の年金より個人住民税に公的年金からの特別徴収制度が導入されます。

◎どう変わるの？

個人住民税の納税方法が、次のように変わります。

平成21年10月から

納付書（口座振替）による納税（「普通徴収」）	⇒	公的年金からの引き去り（「特別徴収」）

納税のために金融機関へ出向いたり、現金を用意する必要がなくなります。

※　特別徴収開始によって新たに税負担が生じることはありません。

◎対象となる人は？

原則として、平成21年4月1日現在で、次の要件をすべて満たす方が特別徴収の対象となります。

※　個人住民税が課税されない方は、特別徴収されることはありません。

① 年齢が６５歳以上の方
② 老齢基礎年金等の公的年金を受給している方
③ 前年中に公的年金等を受給し、21年度に個人住民税が課税される方
④ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている方

◎どの年金から差し引かれるの？

老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。

※　障害年金や遺族年金からは特別徴収されません。

◎年金から差し引かれる税額は？

前年中に受給した公的年金等（厚生年金･共済年金･企業年金等）に係る所得額に応じた税額です。

前年中に年金以外の所得があった場合は？

公的年金等以外の所得がある場合、これらの所得に係る税額は公的年金から特別徴収されずに、従来どおりの方法で別途お支払いいただくことになります。

【参考】前年中に公的年金等以外の所得がある場合の例

その年度の個人住民税額（①＋②＋③）	納税方法
①給与所得に係る税額	給与から引き去り（または納付書（口座振替））
②公的年金等に係る税額	**公的年金から差引き**
③不動産所得に係る税額	納付書（口座振替）（または給与から引き去り）

◎特別徴収イメージ

公的年金から特別徴収が始まるのは、平成21年10月支給分の年金からです。
このため、21年度は、公的年金等に係る税額（以下「対象税額」という。）の半分を納付書（または口座振替）によりお支払いいただくことになります。

■２１年度　【対象税額が６万円の場合のイメージ】

	納税（徴収）額		方　法
21年６月	対象税額の１／４（15,000円）	計60,000円	【普通徴収】納付書（口座振替）
８月	対象税額の１／４（15,000円）		
10月	対象税額の１／６（10,000円）		【特別徴収】年金から引き去り
12月	対象税額の１／６（10,000円）		
22年２月	対象税額の１／６（10,000円）		

※　お住まいの市町村によっては、普通徴収の納期が異なることがあります。

■２２年度　【対象税額が６万円の場合のイメージ】

	納税（徴収）額		納税方法
22年４月	前年10月～翌年3月の特別徴収額の１／３（10,000円）	仮徴収（30,000円）	【特別徴収】年金から引き去り
６月	前年10月～翌年3月の特別徴収額の１／３（10,000円）		
８月	前年10月～翌年3月の特別徴収額の１／３（10,000円）		
10月	（対象税額－仮徴収額）の１／３（10,000円）	計60,000円	
12月	（対象税額－仮徴収額）の１／３（10,000円）	本徴収（30,000円）	
23年２月	（対象税額－仮徴収額）の１／３（10,000円）		

●「公的年金から特別徴収される税額」及び「納付書等によりお支払いいただく税額」等については、平成21年６月中にお住まいの市町村から送付される通知に記載されますので、詳しくはそちらをご覧ください。